

76

平成二十九年二月十七日提出
質問第七六号

子宮頸がんワクチンに関する質問主意書

提出者

上西小百合

子宮頸がんワクチンに関する質問主意書

平成二十九年二月十三日に、子宮頸がんワクチンの副作用で健康被害が生じたとして、患者女性二十八人が、国と製薬会社を相手どり、訴訟を起こし、その第一回口頭弁論が東京地裁で始まりました。患者側は、「ワクチン接種後の後遺症」についてその責任を求め、国は、「ワクチンと健康被害の関係は否定」、「ワクチンの高い予防効果」を主張しています。

私は、この訴訟において、子宮頸がんワクチン効用の真実が明らかにされ、国民の安心、安全が守られることを期待しております。

そこでお尋ねします。

一 この訴訟に関して、政府の見解を確認したいので答弁願いたい。

二 ワクチン接種後、そのことが起因しているかどうかは別にして、なんらかの病状が発症した患者に対し、政府はなにか救済策をしていると思います。お示し下さい。

三 ワクチン接種後の接種者の情報は非常に重要なものです。政府は、疫学的調査方法の実施について、副

反応検討部会でもいろいろと議論されているやに聞いていますが、その内容等についてお伺いしたい。

四 平成二十五年六月に、「子宮頸がんワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控え」の勧告があり、現在、政府はワクチン接種の勧奨を差し控えています。私は、ワクチン接種の安全性が確認されるまで、ワクチンの接種は控えてもいいのではないかと思っていますが、政府は、ワクチンの積極的接種勧奨を再開する予定はあるのですか。また、どのような状況になつた場合に再開を考えるのかを伺いたい。

右質問する。